

## 親族間の賃貸借契約等に係る住居手当の不正受給等及びこれに伴う職員の処分について

札幌市における親族間の賃貸借契約（以下「親族間契約」という。）に係る住居手当の不正受給問題を踏まえ、本市においても、親族間契約等に係る住居手当の実態調査を実施したところ、職員2名の不正受給が判明し、当該職員に対する処分を行いましたので、お知らせいたします。行政に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 調査の実施

本年5月時点で、住居手当を受給している550名の住居届を確認し、親族間契約の職員、住居届では親族間契約か、親族ではない個人間の賃貸借契約（以下「個人間契約」という。）かが分からない職員など26名に対し、次の書類を求めた。

- (1) 平成30年1月分から5月分までの家賃を支払ったことを証する書類（通帳の写し、家賃台帳の写し、領収書の写しなど）
- (2) 借家の所在地及び家屋番号に関する書類
- (3) 二世帯住宅等、貸主と借主である職員が同一住所の場合にあっては、写真や内部構造が分かる平面図など、「別棟住宅」として取り扱えることを証する書類

### 2 調査の結果

26名全員、家賃を支払っていることが確認できた。また、父母又は義父母と同一住所の借家については、構造上、別棟と認められる借家であった。

しかし、①個人間契約として届け出た職員1名については、貸主と同一住所の借家であったため、貸主と内縁関係にあるかどうか（内縁関係にあれば、配偶者と同様の取扱いとなり、住居手当の支給対象外）を調査した結果、内縁関係にあるとの認定には至らなかったものの、届出のあった住宅（借間）に居住実態がないことが判明し、**不正受給（その1）**と認定した。

また、②親族間契約として届け出た職員1名については、登記事項を確認したところ、借家として届け出た住宅に、当初から配偶者の持分があったこと（途中から本人の持分も発生）が判明し、**不正受給（その2）**と認定した。

### 3 不正受給の概要及び職員に対する処分

#### (1) 不正受給（その1）

##### ① 当該職員

市立病院看護師 一般職 50歳代（女性）

##### ② 概要

平成18年6月1日に市内から市外へ転居したとして、賃貸住宅である旨を記載した住居届を提出し、これまでの間、住居手当を受給していたが、同居している貸主との関係を調査する中で、同日付けで住民登録が市内の別の場所のアパートに異動していることが分かり、当該職員からの事情聴取や現地調査などを行ったところ、住居手当及び通勤手当の不正受給とタクシーチケットの偽装工作が判明した。

当該職員は、当初から住居手当及び通勤手当をだまし取ろうとしたわけではなく、次第に市内のアパートに居住するようになったと供述している。しかし、深夜勤務や準夜勤務の通勤時に使用するタクシーチケットを、市内のアパートと勤務先の往復に使用していたにもかかわらず、タクシーチケットに実際の乗車料金をはるかに上回る上限額の5,000円と書き込んでいたことは、市外に居住しているかのごとく見せ掛け、住居手当及び通勤手当の不正受給を隠ぺいするために偽装工作したものであり、平成18年当時から生活の本拠が市内のアパートにあり、住居手当及び通勤手当を不正に受給していたものと認定した。

③ 不正受給額及び損害額

10,490,259円(平成18年6月～平成30年8月)…9/18付け全額返還済み  
(内訳 住居手当:3,969,000円、通勤手当:5,045,259円、タクシー代差額:1,476,000円)

※ 民法に規定する不法行為による損害賠償請求(時効20年)

④ 処分

懲戒免職 平成30年9月25日付け

(2) 不正受給(その2)

① 当該職員

教育委員会所管職員 一般職 50歳代(男性)

② 概要

当該職員が平成3年4月に小樽市へ入庁した際、義母からの賃貸住宅である旨を記載した住居届を提出し、これまでの間、住居手当を受給していたが、当該住宅の登記事項を確認したところ、昭和62年12月の新築時から義母と妻の持分があり、また、平成10年12月に増築した際、贈与により当該職員の持分が発生し、入庁時から住居手当の受給要件を満たしていないことが判明した。

入庁前から居住していた住宅が義母と妻の共有名義であったことを知らず、住居手当を不正受給しようとした意図はなかった。平成10年12月に増築した際、増築部分については自らの持分になることは認識していたが、義母の住宅であるという意識は変わらなかった。

③ 不正受給額

7,993,500円(平成3年4月～平成30年6月)…全額返還(分割)

※ 地方自治法による時効(5年)未到来分:1,421,000円、時効到来分:6,572,500円

④ 処分

訓告(懲戒処分には至らない措置の中では最も重いもの) 平成30年8月29日付け

4 今後の対応及び再発防止策

- ・ 3親等内の親族間の賃貸借契約に基づく借家を住居手当の対象外とすることを職員団体に提案する。
- ・ 下宿、シェアハウス等専ら貸間を行うことを目的とする住宅以外の住宅に間借りをしている職員を住居手当の対象外とすることを職員団体に提案する。
- ・ 今後、家賃の値下げ等により住居手当の過支給が生じていないかどうかを確認するため、全件調査を実施し、毎年、同様の調査を実施する。